

生涯現役実践助成金 のご案内

埼玉県では、シニアが自分の意欲や希望に合わせ、生涯現役として働くことができるよう、定年や継続雇用制度の見直しに取り組む企業に対して、助成金を交付し、支援しています。

対象となる取組

以下のいずれかに取り組む場合が対象です

- 定年を廃止**
- 定年を70歳以上**へ引上げ
(ただし、年齢の引上げが5歳以上)
- 希望者全員の継続雇用の上限年齢を75歳以上**へ引上げ
(ただし、年齢の引上げが5歳以上)

(注)すでに、上記の取組のいずれかを就業規則に定めている場合は対象となりません

対象となる企業

以下のすべてに該当 する場合が対象です

- 埼玉県内に主たる事業所がある
- 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者が10人以上(※1) (うち、60歳以上が1人以上(※2))
- 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者のうち、今後5年間で、定年年齢に達する正社員が1人以上
- シニア活躍推進宣言企業(※3)

- ※1 期間を定めずに雇用されている、又は1か月を超える期間を定めて雇用されており、1年を超えて雇用されていること。
- ※2 正社員又は正社員を定年後に継続雇用されている者で、雇用保険の被保険者であること。
- ※3 認定を受けていない場合は、別途ご相談ください。また、すでに認定されている企業でも、認定項目の2～6のうち、2項目以上を実践していることが要件となります。(詳細は裏面をご覧ください。)

1社あたりの交付額

埼玉県内の事業所に勤務する 常用雇用者数	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上
交付額	50万円	130万円	180万円	200万円

申請受付期間

令和 **2年6月1日**(月)～**11月30日**(月)

※ 申請順に審査を行い交付企業を決定します。予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ることがあります。

※ 交付決定後に就業規則を改正し、上記の取組(就業規則の改正)を実施する場合が対象となります。



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

問い合わせ先 : 埼玉県産業労働部 シニア活躍推進課

TEL 048-830-4539 FAX 048-830-4854

E-mail a4540-02@pref.saitama.lg.jp

シニア活躍推進課

検索

「シニア活躍推進宣言企業」とは？

シニアが活躍するための取組を積極的に行う企業を県が認定する制度です。下記の7項目のうち、「取組予定」又は「取組済み」の項目が3つ以上ある企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定しています。

当助成金の申請には、さらに、取組項目2～6のうち、2つ以上が「取組済み」として認定されている必要があります。

まだ、シニア活躍推進宣言企業の認定を受けていない場合は、別途申し込みが必要となりますので、お早めに当課へお問い合わせください。

認定のための7項目(該当項目にチェック☑)

	取組予定	取組済み
1 シニアの定年や継続雇用の制度を見直す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 シニアの雇用、働く場所・機会を増やす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 シニアが安心して働ける環境を整える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 シニアの技術・経験を生かす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 シニアの能力を伸ばす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 福利厚生を充実する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 シニアの活躍推進の取組を情報発信する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

助成金の申請には、**項目2～6のうち、2つ以上が「取組済み」**であることが要件です

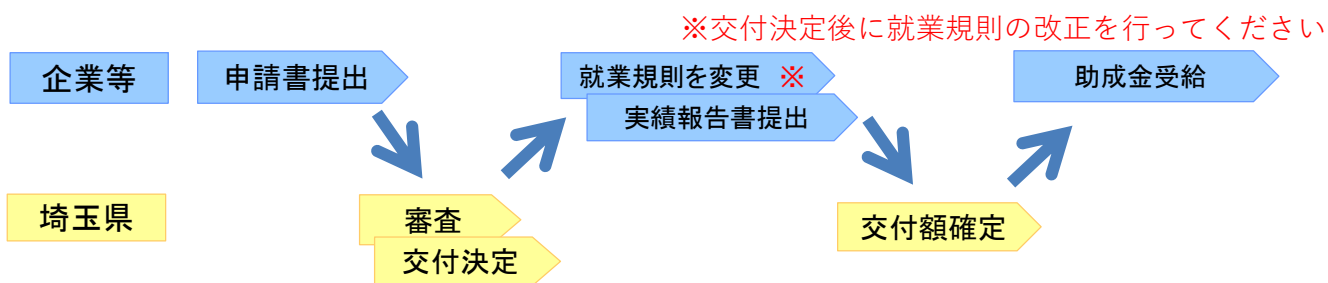
○「シニア活躍推進宣言企業」認定の申し込み

シニア活躍推進課 (URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0813/index.html>

○認定されたシニア活躍推進宣言企業の取組内容 (認定された項目等が確認できます)

働くシニア応援サイト (URL) <https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/search/>

申請から支給までの手続きは？



- ・ 就業規則の改正は、交付決定後に実施してください。交付決定前に就業規則の改正を行った場合は、交付の対象となりません。
- ・ 申請順に審査を行い、交付企業を決定します。(予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切る場合があります。)
- ・ 申請の詳細については、当課ホームページの募集要項等をご確認ください。

この助成金の交付要件や手続等の詳細については、埼玉県産業労働部シニア活躍推進課へお問い合わせください。(TEL 048-830-4539)

シニア活躍推進課

検索